

横浜市港北区公共施設指定管理者の指定に関する要綱

制定 平成 17 年 3 月 22 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市地区センター条例第 5 条、横浜市地域ケアプラザ条例第 4 条、横浜市老人福祉施設条例第 4 条、横浜市福祉保健活動拠点条例第 5 条に定める指定管理者の指定を、公平かつ適正に実施するための手続きを定めるものである。

(指定管理者の選定基準)

第 2 条 指定管理者の選定は、別途定める選定基準によるほか、書類審査及びヒアリング結果等により、総合的に判断するものとする。

(申請書等)

第 3 条 申請に必要な書類は次の通りとする。

- (1) 指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約またはこれらに類するもの
- (4) 法人にあつては履歴事項全部証明書（申請日前 3 ヶ月以内に証明されたもの）
- (5) 申請年度の収支予算書及び事業計画書並びに申請前年度の収支計算書及び事業報告書
- (6) 当該施設の収支予算書
- (7) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等団体の概要がわかるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるもの

(指定管理者の選定及び指定管理者選定委員会)

第 4 条 指定管理者の選定を行うときは、港北区指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り決定するものとする。

- 2 委員会の委員は、10 人以内をもって組織する。
- 3 委員会は、学識経験者や利用者の代表者等から意見を聞くことができる。
- 4 前各号に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(指定管理者の報告)

第 5 条 区長は、指定管理者を内定し施設所管局へ報告する。

- 2 施設所管局は、指定管理者の指定議案を市会へ提出する手続きをとるものとする。

(指定の取消等)

第 6 条 区長は、次の各号に該当する場合は、指定管理者の取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の管理業務又は経理状況の状況に関する報告、若しくは実地調査に基づく必要な指示に従わないとき。

(2) 指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

付則

この要綱は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

平成 15 年 11 月 7 日制定の横浜市港北区地区センター指定管理者の指定に関する要綱は本要綱をもって廃止とする。